

# 利用契約書

訪問介護事業  
介護予防訪問介護相当サービス

社会福祉法人賛育会

ヘルパーステーションとよの

## ヘルパーステーションとよの 訪問介護・介護予防訪問介護相当サービス契約書

\_\_\_\_\_様（以下「利用者」という）と、ヘルパーステーションとよの（以下「事業者」という）は、事業者が利用者に提供する訪問介護・介護予防訪問介護相当サービスについて関して次のとおり契約（以下「この契約」という）します。

### （契約の目的）

第1条 事業者は介護保険法令及び関係法令の趣旨に従い、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう訪問介護・介護予防訪問介護相当サービスを提供し、利用者は、そのサービスに対する料金を事業者に対し支払います。

### （契約期間等）

第2条 この契約の契約期間は、\_\_\_\_\_年 月 日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までとします。

2 前項の契約満了日までに、利用者から事業者に対して契約終了の旨の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとします。

### （サービスの計画）

第3条 事業者は、利用者の日常生活の状況及びその意向を踏まえて、「居宅サービス計画・介護予防ケアマネジメント」（以下ケアプランという）に沿ってサービスの内容等を記載した「訪問介護計画書・介護予防訪問介護相当サービス計画書」（以下「サービス計画書」という）を作成します。

2 事業者は、サービス計画書の内容を、利用者及びその家族に対して説明し、同意を得ます。

### （サービスの内容）

第4条 サービスの利用及び提供については、この契約に定めるもののほか、重要事項説明書により取り扱うものとします。

2 事業者は、重要事項説明書およびサービス計画書に基づき、利用者に対してサービスを提供します。

### （サービス提供の記録等）

第5条 事業者は、サービスを提供した際には、その都度提供した具体的なサービスの内容をサービス提供記録書等の書面、または電子記録媒体等に記録します。

2 事業者は、サービス提供記録書等の記録を作成した後5年間はこれを適正に保存し、利用者の求めに応じて閲覧に応じ、または実費負担によりその写しを交付します。（1枚10円）

### （利用者負担金及びその滞納）

第6条 サービスに対する利用者負担金は、重要事項説明書別紙に記載するとおりとします。なお、利用者負担金は関係法令に基づいて決められているものであるため、契約期間中にこれが変更

になった場合は、関係法令に従って改定後の金額が適用されます。

- 2 前項の場合、新たに双方が記名・押印した重要事項説明書別紙を作成するものとします。
- 3 利用者が正当な理由なく事業者を支払うべき利用者負担金を90日以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず30日以内に支払わない場合、事業者は契約を解除する旨の勧告を行い、30日間の予告期間において、この契約を解除することができます。
- 4 契約の解除後も、未払いの請求が残っている場合は、解除の理由にかかわらず、当該未払い債務は存続するものとします。

#### (利用者の解除権)

第7条 利用者は、事業者に対しいつでも事前に通知することで、この契約を解除することができます。

#### (事業者の解除権)

第8条 事業者は、下記の事由により契約の継続が困難となった場合は、30日間の予告期間において、その理由を記載した文書により、この契約を解除することができます。その場合、事業者はケアプランを作成した居宅介護支援事業者または地域包括支援センターにその旨を連絡します。

- (1) 何らかの事由により、事業者がサービスを継続することが困難になった場合
- (2) 第6条3項の規定により、利用者にサービス利用料金を支払うよう催告したにもかかわらず30日以内に支払われない場合
- (3) 利用者またはその家族が事業所やサービス提供者に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合

#### (契約の終了)

第9条 次のいずれかの事由が発生した場合は、この契約は終了するものとします。

- (1) 第6条の規定により事業者から契約解除の意思表示がなされ、予告期間が満了したとき
  - (2) 第7条の規定により利用者から契約解除の意思表示がなされたとき
  - (3) 第8条の規定により事業者から契約解除の意思表示がなされ、予告期間が満了したとき
- 2 次の場合には、この契約は自動的に終了するものとします。
- (1) 利用者が介護保険施設等に入所し、退所の予定がない場合
  - (2) 利用者の要介護認定区分が、自立と認定された場合
  - (3) 利用者が死亡もしくは被保険者資格を喪失した場合

#### (賠償責任)

第10条 事業者は、サービスの提供時にもなつて、事業者又は事業者の従事者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。

#### (秘密保持)

第11条 事業者及び事業者の従事者は、サービス提供をする上で知り得た利用者やその家族に関する秘密を、正当な理由なしに第三者に漏らすことはありません。この守秘義務に関しては、

契約の終了後も同様です。

- 2 事業者は、サービスの提供開始に際し、あらかじめ個人情報の利用範囲を定めた「個人情報使用同意書」を利用者を取り交わし、その定める利用目的以外には、利用者及びその家族に関する個人情報の提供を行いません。

(身分証携行義務)

第12条 サービス提供者は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められたときは、いつでも身分証を提示します。

(緊急時の対応)

第13条 事業所は、現にサービスの提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治医に連絡を取る等、必要な措置を講じます。

(連携)

第14条 事業所は、サービスの提供にあたり、介護支援専門員および保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

(相談・苦情対応)

- 第15条 利用者は提供されたサービスに苦情がある場合には、事業者、介護支援専門員、市区町村または国民健康保険団体連合会に対して、いつでも苦情を申し立てることができます。
- 2 事業者は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、サービスに関する利用者の要望や苦情等に対して迅速かつ誠実に対応します。また、サービスに関して寄せられた苦情をサービスの質の向上に役立てる取り組みを行います。
  - 3 事業者は、前項の苦情に関する記録を受付時から5年間保存します。
  - 4 事業者は、利用者が苦情申し立て等を行なったことを理由として何らかの不利益な取り扱いをすることはありません。

(本契約に定めのない事項)

- 第16条 利用者及び事業者は、双方が信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。
- 2 この契約に定めのない事項及び疑義が生じたときは、介護保険法等の法令の定めるところに従い、双方が誠意を持って協議の上、定めることとします。

(裁判管轄)

第17条 利用者と事業者は、本契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

2016年4月1日 実施

2022年6月1日 改訂

以上の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が署名押印の上、1通ずつ所有するものとします。

契約締結日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

契約者氏名

**【利用者】**

住 所

氏 名 印

署名代行者〔代理人〕（利用者本人との関係 \_\_\_\_\_）

私は、本人の契約意思を確認し署名代行いたしました。

氏 名 印

利用者家族（続柄 \_\_\_\_\_）

住 所

氏 名 印

**【事業者】**

所在地 長野県長野市豊野町豊野659番地1  
名称 社会福祉法人賛育会 ヘルパーステーションとよの  
代表者名 施設長 伴 成頭 印

## 個人情報使用同意書

私およびその家族の個人情報については、次に記載するところにより必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

### 記

#### 1. 使用する目的

- ① 事業者が、介護保険法に関する法令に従い、私の居宅サービス計画に基づき、指定居宅サービス等を円滑に実施するために行うサービス担当者会議等において必要な場合。
- ② 医療機関において、治療を円滑に実施するために必要な場合
- ③ 別紙に記載の個人情報の利用目的

#### 2. 使用にあたっての条件

- ① 個人情報の提供は、1に記載する目的の範囲内で必要最小限に留め、情報提供の際には、関係者以外には決して漏れることのないよう細心の注意を払うこと。
- ② 本人および家族が、使用を特別に禁じた事項については公開しないこと。
- ③ 事業者は、個人情報を使用した会議、相手方、内容について記録しておくこと。

#### 3. 個人情報の内容

- ① 氏名、住所、健康状態、病歴、家族状況その他一切の利用者や家族個人に関する情報。
- ② 要介護認定調査票、主治医意見書、介護認定審査会における判定結果の意見（認定結果通知書）。
- ③ その他の情報

以 上

2003年 4月 1日施行

2005年 4月 1日改訂

年 月 日

ヘルパーステーションとよの 様

利用者

氏名 \_\_\_\_\_ (印)  
(代筆者 \_\_\_\_\_ )

家族代表（代理人）

氏名 \_\_\_\_\_ (印)  
(利用者との関係 \_\_\_\_\_ )